

<外来種-6>

## ペット条例の持込み申告・制限の進捗について

令和7年12月 小笠原村環境課

### 動物の持込み申告

#### 【目的】

村内にどのような動物が、  
どういった手段で、  
どの程度持ち込まれているのか  
を把握する。  
※持込み制限の施行後は、持ち込める  
ペットかどうかを事前に確認する。

#### 【対象動物】

すべての動物  
※種類、目的を問わず意図的  
に村内に持ち込む動物  
※すでに飼養登録されている  
ペットも含む

#### 【制度の試行】 令和6年10月から開始

- ・環境課への申告書の提出またはWebフォームでの事前申告
- ・おがさわら丸出港日の竹芝客船ターミナルにおける申告受付

#### <手続き>

- ① 小笠原1村内に持ち込む場合、申告する。
- ② 申告内容 ペット登録の有無、持ち込む動物の種類、性別、数、特徴、  
飼養目的（ペット、その他の目的）、持込み期間、持ち込む方法  
(おがさわら丸の場合のペットルーム使用・チッキ・貨物輸送、  
その他の方法（郵便、ヨットによる持込みなどを想定）)
- ③ 申告者には申告証明書を交付

## 動物の持込み申告

【試行状況】令和6年10月～令和7年9月まで

イヌ 71頭 } 申告率 51.2% (R6.12～R7.9)  
ネコ 7頭 } (申告数63頭／ペットルーム使用数123頭)  
その他 30頭

(内訳)

後日ペット登録：ウサギ1、インコ1、トカゲ1、イシガメ2  
研究用（登録必要なし）：ゾウムシ15、アオウミガメ10

※同時期に島外から持ち込まれたと思われる未申告ペット（イヌ、ネコ以外）

モルモット1、インコ2、ゴキブリ200（トカゲの餌）、

オオクワガタ1、キリギリス1

ペットの餌として飼養しているため、  
「愛玩目的の飼養」に該当

※申告のあったイヌ・ネコの飼い主は、36頭が島民、42頭が観光客で、  
その他の飼い主は、ウミガメ5頭以外は全て島民（移住者含む）

【課題】

**来年度施行**に向けた申告制度の周知の強化

→インターネット、チラシ、ポスター、村民だより、飼い主案内に加え、  
情報の更新と発信を強化するとともに、登録済ペットの申告手続きの簡便化、  
ペットルーム利用との連携強化を検討

## ペットの持込み制限

### 【目的】

村内に持ち込んでもよいペット  
を定めることで種類を制限し、  
生態系へのリスクを減らす

### 【対象動物】

ペットのみ

### 【ホワイトリスト方式】

- ペットの持込み制限を行うにあたり、「ブラックリスト方式：禁止リスト」ではなく、「ホワイトリスト方式：許可リスト」を採用
- 「持ち込んではいけないペット」を個別に判断するためには、あらゆる潜在的リスクを想定しなければならず、ブラックリストの規定及び運用は非常に困難であるため、生態系への影響が未知の種も一律に持込みを制限
- そのうえで、適正飼養の方法が確立されていることや獣医師による指導が可能であることなどにより管理の徹底ができるることを条件に「持ち込んでもよいペット」とする

⇒持ち込んでもよいペットを条文に規定 これを **ホワイトリスト** とする

- 現条文で持ち込みを認めているペットは、イヌ・ネコ・登録済みの個体のみ

## ペットの持込み制限

### 【ホワイトリストの考え方と今後】

- リスト選定では、次の3点を重視：
  - ① 野外に逃げた時の生態系に与える影響
  - ② 飼養方法・管理方法が確立されているか
  - ③ 村内における社会的ニーズ
- イヌ・ネコは、室内飼養・繁殖制限などの飼養方法が確立されている、獣医師の指導により管理の徹底が見込めるところから、個体識別や飼養上限数の制限、ネコに関しては避妊去勢手術による繁殖制限の規定を設けることで持込み可能としている
- 今後も、専門家や村民の意見を聞きながら、動物福祉の観点やコンパニオン・アニマル（伴侶動物）としての考え方なども考慮し、「人とペットと野生動物の共存の実現」という目的から逸脱する過度な規制を行わないことに留意しながら、持ち込み可能種を慎重に検討していく

## ペットの持込み制限

### 【検討状況】

- 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類・水生生物、昆虫類（等脚類・クモ類含む）、その他の分類群ごとに専門家へのヒアリングや情報収集を行い、分類群ごとに審議会に諮る予定
- 令和7年度は、哺乳類と鳥類の専門家（獣医師、遺産関係有識者）にヒアリングを行い、村内の飼養実績、国内の社会的ニーズ、生態系への影響リスク、適正飼養の可能性等の観点からホワイトリストの候補となる種を選定し、種ごとに情報を整理
- ヒアリングと並行して哺乳類と鳥類の原産地以外の野外への定着事例を収集
- ヒアリング結果とホワイトリスト候補案の情報整理表、定着事例情報一覧の資料を用いて、令和7年11月18日にペット条例審議会にて審議
  - ホワイトリスト以外の扱い（許可制の有無、その判断基準等）も、今後議論する必要性を確認
  - ペットを飼うことが人の癒しになっているという認識を改めて共有
  - 飼い主向けに、鳥類は種によってはリスクが高いという説明の必要性を確認
  - 村内の飼養ニーズを重視し、現在飼養されている哺乳類・鳥類の、種としての情報や村内での飼養世帯数・状況等を再整理し、次回さらに審議予定

### (参考) 日本国内の状況と「準ホワイトリスト」事例

規制形式	概要と国内の主要法令
主流	ブラックリスト方式(危険な種のみを特定し規制)が主流。 【例】外来生物法(特定外来生物の指定)、検疫法(病害虫の規制)。
自治体条例	包括的なホワイトリスト条例の事例は確認されていない。 国の規制に沿った追加のブラックリスト(地域独自の指定種)が主。
準ホワイトリスト	特定の地域や経路に対して、事実上許可されたもののみを認める運用。 【例】 ➢ 南西諸島からの植物持ち出し規制 (特定処理・検査合格品のみ許可) ➢ 小笠原諸島への「土付き植物」持ち込みの自粛要請 (クリーンな状態に限定)

### (参考) 世界のホワイトリスト導入事例

以下の国々は、脆弱な生態系や過去の経験から、厳格な予防的アプローチとして実質的な※ホワイトリスト方式を採用しています。

※どの制度も「ホワイトリストである」と明文化しているわけではなく、移入のための制限が厳しいため、実質的なホワイトリストとなっています。

国名	主な根拠法・制度	導入の経緯と制度の特徴
オーストラリア	環境保護・生物多様性保全法 (EPBC Act)、「Live Import List」	➢ ウサギやオオヒガエルなどの外来種による壊滅的な被害が背景。 ➢ リストにない種は原則輸入禁止。新規輸入には徹底した科学的リスク評価が必須。
ニュージーランド	バイオセキュリティ法 (Biosecurity Act 1993)、「Import Health Standards (IHS)」	➢ 固有種が多く、バイオセキュリティを国家最重要課題に設定。 ➢ IHS(安全な輸入条件)が存在しない種の輸入は非常に困難であり、実質的なホワイトリスト運用。
韓国	野生生物の保護および管理に関する法律	➢ 近年、従来のブラックリスト方式から野生動物の取引・飼養に関してホワイトリスト方式へ転換を進めている(2025年12月以降に強化予定)。 ➢ 感染症リスクや生態系への未知のリスクを排除するため。